

事 務 連 絡
令和7年12月2日

会員事業者 各位

公益社団法人沖縄県トラック協会
会 長 新城 英一

改正物流効率化法に関するオンライン説明会について（ご案内）

平素は、当協会の業務運営に格別なるご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、令和6年に改正物流効率化法が成立し、本年4月より全ての荷主事業者、物流事業者に対して、物流の効率化に向けた努力義務が課されました。さらに、来年4月から取扱貨物重量が年間9万トン以上の者は特定事業者として指定され、中長期計画の作成や定期報告の提出、CLO(物流統括管理者)の選任が義務化されます。その他、特定倉庫業者、特定貨物自動車運送事業者等、一定規模以上の事業者が指定されます。

つきましては、沖縄総合事務局より特定事業者の対応事項を中心に説明を行うための説明会の開催について周知依頼がありましたので、お知らせいたします。お申し込み方法は別添申込フォームよりお申し込みください。

記

1. 改正物流効率化法に関するオンライン説明会のご案内

詳細につきましては、下記国土交通省ホームページをご確認ください。

① 開催日時・開催形式

令和7年12月16日（火）14時～15時40分 オンラインにより開催

② 説明会開催案内・参加登録フォーム

別添参照

以上

◇本件お問い合わせ先

（公社）沖縄県トラック協会 適正化事業課 電話：098-863-0280

参加費
無料

改正物流効率化法に関する説明会

重要な社会インフラである物流業界において、働き方改革に関する法律がトラックドライバーに適用されることにより、輸送能力の不足による物流の停滞が懸念されています。こうした状況を踏まえ、令和6年に改正物流効率化法が成立し、本年4月より全ての荷主事業者、物流事業者に対して、物流の効率化に向けた努力義務が課されました。さらに、来年4月から取扱貨物重量が年間9万トン以上の者は特定事業者として指定され、中長期計画の作成や定期報告の提出、CLO(物流統括管理者)の選任が義務化されます。

本説明会では、特定事業者の対応事項を中心に説明を行いますので、この機会にぜひご参加ください。

日 時

2025年

12月16日(火)

14:00~15:40

対象者

沖縄県内の

荷主事業者等

(公的機関等を含む)

形 式

オンライン (Microsoft Teams)

プログラム

- 改正物効法に基づく特定事業者の対応について
(内閣府沖縄総合事務局経済産業部商務通商課)
- トラック適正化2法の概要及びGメンの取組について
(内閣府沖縄総合事務局運輸部陸上交通課)

参加申込

申込フォームからお申し込みください

※申込締切: 12月15日(月) 17時



[申込フォーム](#)



主 催

内閣府沖縄総合事務局

お問合せ先

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課

TEL: 098-866-1731 Mail: bz1-okisyoumu-service@meti.go.jp

